

見附市議会基本条例（逐条解説）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第6条）

第3章 議会の体制強化（第7条―第12条）

第4章 市民参加及び市民との協働（第13条―第14条）

第5章 議員と市長等との関係（第15条―第17条）

第6章 政務活動費（第18条）

第7章 議員の定数及び待遇並びに政治倫理（第19条―第20条）

第8章 最高規範性及び見直し手続（第21条―第23条）

附則

地方自治の精神は、「地域の問題は、住民自らが考え、決定し、実行する」ことにある。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自らの判断と責任の下に、地域の実情に則した行政運営を行う必要があり、議事機関としての地方議会の果たすべき役割は重要性を増してきている。見附市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、見附市民の利益と福祉の増進に努めなければならない。

見附市議会には、同じく市民から選ばれた見附市長とともに、二元代表制の下、見附市の代表機関を構成し、それぞれの特性を生かして、緊張関係を保ちながら、市の事務事業執行の機能が十分に発揮できるように、積極的に政策提言を行うことが求められている。

さらに見附市議会には、多様な民意を的確に反映させ、市民福祉の増進と市政の発展に寄与し、議会の公正性と透明性を確保するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努める使命が課せられている。その使命を達成するため、この条例を制定するものである。

この条例は、市民からの負託を受けた議員と議会の活動規範であり、見附市議会の最高規範である。

【解説】

前文では、今日の地方自治体を取り巻く状況と、議会に求められる役割や責務を認識し、市民福祉の増進と市政発展に向けて取り組んでいく決意を示し、議会における最高規範として本条例を制定することを示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、見附市議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会運営の基本事項を定めることによって、市民の利益と福祉の増進及び市政の発展を目的とする。

[解説]

この条文は、基本条例の目的を規定しています。議会及び議員の役割、行動指針の基本的事項を定め、市民の信託に応え信頼される議会を目指して、市民福祉の向上及び市政の発展に努力することを述べています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 見附市議会（以下「議会」という）は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行わなければならない。

- (1) 市民のための代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた、市民参加を推進する議会運営を行うこと。
- (2) 議会が議員、市長、市民等の自由な討論の場であるとの認識を持ち、その実現のために、この条例に規定するもののほか、議会に関係する条例、規則、規程等（以下「議会関係条例等」という。）の継続的見直しを行うこと。
- (3) 市民の傍聴意欲と関心を高めるために、議案審査資料の提供やホームページで資料の掲載を行う等、積極的な議会運営を行うこと。

2 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

[解説]

議会は、市民の代表機関であることを自覚し、市長等と抑制と均衡のとれた関係を保

ちつつ、市政運営のチェックを行う責務があります。市民の中に存在する多様な意見を集約し議会に反映させ、必要に応じて、市民参加の推進のために、積極的な情報公開を初め、透明性と公平・公正の確保、自律的な議会運営に努め、市民への説明責任を果たし、市民に開かれた議会とするための不断の努力を行うことを規定しています。また、市において水害・地震等の自然大災害が発生したときに、議会は、市が設置する見附市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することとします。その際、議員自らが安全を保ちながら、迅速かつ適切な対応に努め、議会の機能維持に必要な行動を行うことを定めています。

(委員会の活動原則)

第3条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会（議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 委員会は、その専門性を十分に活用し、政策提案に努めなければならない。

【解説】

この条文は、委員会活動の原則を規定しています。委員会の審査に当たっては、論旨を明確にするとともに、新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして適切に対応することを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に理解し、議員相互の自由かつ達な討議を重んじること。
- (2) 市政全般について、課題別及び地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自らの能力を高める努力をし、市民の負託に応えること。
- (3) 特定の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

【解説】

この条文は、議会の一員としての議員の活動原則を規定しています。議員は、市民から持ち込まれる様々な要望や課題について、議会が言論の府として多数の議員による

合議を重視する組織であり、その役割を果たすため、議員相互間の自由討議を重んじ合意形成に努めます。また、議員は、市政全般の課題と市民の多様な関心や意見を的確に把握するとともに、調査・研究活動を積極的に行い、必要に応じて政策提言、条例や意見書の提案を行うよう努めます。議員は、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを定めています。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。

3 前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。

4 法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、同条第6項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。

5 法に定める事項のほか、詳細については別に定める。

[解説]

この条文は、議長の権限と役割及びその在り方を規定しています。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限を有するとともに、議会の代表者とされています。議長の権限については、法に定められているものであり、その役割については、見附市議会会議規則で明確にしていくことを定めています。

(会派)

第6条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

2 会派は、政策の立案、提言、決定等に際しては、会派間で自由な討議と調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

この条文は、議会は合議制機関であることから、議員は複数員で会派という議員集団を結成し、活動できることを規定しています。

第3章 議会の体制強化

(議会運営)

第7条 議会は、民主的かつ効率的に議会運営を行わなければならない。

- 2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、就任を希望する者に対し所信を表明できる機会を設け、その過程を明らかにするものとする。

【解説】

地方議会では、その構成に関して、議長及び副議長を選挙することを優先して行う事項としています。このようなことから、議会の議長及び副議長を務めようとする者は、自らの所信を表明できることを定めています。

(自由討議による合意形成)

第8条 議長又は委員長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に、議会又は委員会を運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、委員会及び議員協議会並びに会派代表者会議（以下「諸会議」という。）において、議員、委員会及び市長が提出する議案等の審査及び採決に当たっては、議員個々の自由な討議と自己責任を尊重し、議員相互間で討議をし尽くして合意形成に努めるとともに、その過程及び結果について、市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

【解説】

この条文は、議会は討議の場・言論の府であることを深く認識し、議会の会議において、議員間の自由討議を重視することを規定しています。議員間討議を行う場合には、自らの発言を丁寧に行うとともに、各議員の意見をしっかり聞くことを通じ、議会の機能が発揮される運営に努めなければなりません。また、市政に関する重要な政策等に対して、議員間討議を十分行うことを通じて、共通の認識を高め、合議制の議事機関として合意形成と市民への分かりやすい説明に努めることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第9条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案能力を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化するものとする。

【解説】

この条文は、議会事務局の充実に関して規定しています。議会及び議員は、政策立案や政策提言を行うに当たり、様々な調査研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の組織の充実を図ろうとするものです。

(議員研修の充実強化)

第10条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めるものとする。

【解説】

この条文は、議員の政策形成能力等の向上を目的として、目的を持った行政調査等の議員研修の充実を努めることを規定しています。また、市民が参加する研修や各分野の専門家等との議員研修会を積極的に開催し、政策に生かすことを定めています。

(議会図書室)

第11条 議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実を努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】

この条文は、法により議会図書室を設置することが定められていることから、議会及び議員の調査研究、政策活動等のために、電子化されたものを含め、資料等、図書の一層の充実を努めることを規定しています。その利用について、適切な措置を図ろうとするものです。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

この条文は、多くの市民が議会に関心を高めていただくよう、情報公開の手段として、議会ホームページ等、情報通信技術の発達を踏まえた広報の充実に努めることを規定しています。政策形成において、パブリックコメントの実施や専門家の意見を聞くなど、様々な手法により市民の意見を募集し、市政に反映させることを規定しています。

第4章 市民参加及び市民との協働

(市民参加及び市民との協働)

第13条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び諸会議を会期中又は閉会中を問わず、原則公開とする。

【解説】

この条文は、情報公開の徹底について規定しています。議会は、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。議会における会議等は、原則として公開するものとしします。

(専門的知見の活用及び意見の聴取)

第14条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的又は政策的知見等を議会の討議に反映させるものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。

3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、自らの政策立案能力の強化や政策提案の拡大を図るものとする。

【解説】

市の事務事業は多岐にわたり、専門性の高いものもあります。議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等、専門

的な知識を有する人に依頼し、意見を求めることができます。請願及び陳情は、市民から発信された政策提案として受け止め、審査において必要な場合は、提出者の説明を聴いた上で十分な審議を行います。

また、地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市政に対する市民の考えを聴取することが重要であることから、議会は、議会運営全般に対する意見交換はもとより、市政に関する意見交換も積極的に行いたいと考えます。

第5章 議員と市長等との関係

(議員と市長等との関係)

第15条 議会審議における議員と市長及び執行機関職員(以下「市長等」という。)

との関係は、対等な緊張関係の保持に努めるものとする。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政上の論点及び争点を広く市民に対して明確にするため、原則として一問一答の方式で行う。

3 議長から本会議及び諸会議への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため反問をすることができる。

[解説]

この条文は、議会審議において、議員と市長等は、論点、争点を明らかにするように努力することを規定しています。本会議における質問は、一般質問、関連質問及び緊急質問があります。議員は、市政の課題を精査し、市民に分かりやすい言葉や表現を使い、論点、争点を明確にするよう努めることを規定しています。また、本会議や委員会において、市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行います。その際、質問や質疑が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方々にも議論が分かりにくいものになります。このことから答弁する市長等は、議員に対して、議論を明確にする目的に限り、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するため反問することができることを規定しています。

(政策等の形成過程の説明請求)

第16条 議会は、市長から政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)の提案があったときは、当該政策等の形成過程を明らかにし、議会審議を深め、政策の水準を高めるため、次に掲げる事項について、市長に説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の提案事由
- (2) 評価結果との関連
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 市民参画の有無と実施計画
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

【解説】

この条文は、市長が議会に重要な政策等を提案するときは、その背景・目的・効果、総合計画における位置付け、実施に当たっての事業費や財源について、議会での審議に必要な資料及び情報として、その説明を市長に求めることができることを規定しています。議会は、合議制の議事機関として、政策等の水準を高める立場から討議を深め、論点、争点を明らかにすることを通じ、執行後の政策評価に生かすこととしています。

(予算及び決算の審査)

第17条 議会は、予算及び決算の審査に当たっては、市長等に対して、前条に準じて説明を求め、立案又は執行における論点又は争点を明確にし、執行後の政策評価に資する審査に努めなければならない。

【解説】

議会は、市長から提案された予算等の議案を議決した以上、市民生活に及ぼす影響をよく検証し、評価するよう定めています。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第18条 議員は、政策の立案又は提案を行うための調査研究その他の活動に資するため交付された政務活動費の執行に当たっては、見附市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年見附市条例第1号）を遵守しなければならない。

【解説】

この条文は、政務活動費の活用について規定しています。政務活動費は、議員の調査研究活動に役立てるため、市が会派又は議員に対し交付できることが法で定められ、

市も条例に基づき交付しています。会派は、政務活動費を有効に活用し調査研究活動を行うことができ、その結果は収支報告書として提出されます。また、収支報告書は市民に公開されます。

第7章 議員の定数及び待遇並びに政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第19条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

2 議員定数及び議員報酬に関する条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長からの提案を除き、改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

[解説]

この条文は、議員定数及び議員報酬について規定しています。議員定数の改定方法として、市民が議員定数に関する条例改正の直接請求を行う場合、市長が改正案を提出する場合、議員が議員定数改正議案を提出する場合があります。議員が改正案を提出する場合は、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮して定めることを示したものです。

また、議員報酬の改定方法として、市民が議員報酬に関する条例改正の直接請求を行う場合、「見附市特別職報酬等審議会」の答申等に基づいて市長が改正案を提出する場合、議員が議員報酬改正議案を提出する場合があります。議員が改正案を提出する場合は、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮して定めることを示したものです。

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

[解説]

この条文は、見附市議会議員政治倫理条例により議員としての責務と倫理基準が定められており、議員はこの内容を遵守する義務があることを規定しています。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会の最高規範であって、議会は、この条例に反する議会関係条例等を制定してはならない。

【解説】

この条文は、この基本条例が議会運営における最高規範であることを定め、この条例の趣旨に反した議会に関する条例や規則、規程等の制定をすることができないことを規定しています。

(議会及び議員の責務)

第22条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営することにより、市民を代表する合議制の議決機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

この条文は、条例の原則に基づき、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

(見直し手続)

第23条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行うものとする。

【解説】

この条文は、基本条例の見直しについて定めています。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。